

## 36 協定届等の押印廃止

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <http://www.uryuitoga.com>東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル 36 階TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

1. 労働基準法施行規則等の改正
2. 具体的な変更点
3. 注意点

弁護士 岩間 紀樹

## 1. 労働基準法施行規則等の改正

2021年4月1日より、労働基準法施行規則をはじめとした労働法関連の改正規則が施行され、使用者が労働基準監督署や労働局に対して行う届出等において押印や署名が廃止されます。

他方で、労働者と使用者の間で作成する協定書や協議書、決議書については、押印・署名の廃止の対象とはなっていないので、留意が必要です。

## 2. 具体的な変更点

- (1) 2021年4月1日より、時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定届）をはじめとした、使用者が労働基準監督署や労働局に提出する書面の様式が新しくなります。新様式は、  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>（下記参照 URL①）からダウンロード可能です。  
具体的には、旧様式にて存在した使用者・労働者の押印欄が削除され、押印が不要となり、氏名欄は署名が不要となり記名で足りることとなります。  
電子申請で提出を行う場合は、電子署名・電子証明書の添付が不要となり、入力フォーマットに提出する者の氏名を記載することで足りります。
- (2) また、36協定や裁量労働制に関する各種協定届等については、協定の当事者が「労働者の過半数を代表する者」である場合、当事者の選出にあたっての留意事項を確認する「チェックボックス」が新たに設けられました。書面に記載された留意事項を確認した上で、チェックボックスにチェックを入れる必要があります。
- (3) なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、2021年3月31日以前であっても、使用者や労働者の署名押印がなくとも届出等を受け付ける対応がなされています（令和2年8月11日付基発0811第1号）。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU &amp; ITOGA 2021

- (4) これらの詳細については、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令に関する Q&A <https://www.mhlw.go.jp/content/000709033.pdf>（下記参照 URL②）をご覧ください。

### 3. 注意点

今回の改正は、あくまで行政手続における押印原則の見直しを図るものです。したがって、労働者と使用者の間で作成する協定書や協議書、決議書については、無用な紛争を避ける観点から、引き続き各当事者が署名押印を行うことが望ましいとされています。

そのため、36 協定届と協定書を兼ねる場合は、引き続き 36 協定届に労働者代表及び使用者の署名又は記名押印が必要となる点にも注意する必要があります

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>（下記参照 URL③）の 2 頁参照。）。

- ① 「労働基準法関係主要様式」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>
- ② 「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令に関する Q&A」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000709033.pdf>
- ③ 「2021 年 4 月～ 36 協定届が新しくなります」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上